

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月6日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bango-joreijimu.html

執行機関名 福岡県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福岡県私立高校生等奨学給付金(規則に定める給付金をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一の一の項 福岡県私立高校生等奨学給付金(規則に定める給付金をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	知事は、全ての高校生等が安心して教育を受けることができるよう、私立高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、経済的負担の軽減が必要と認められる保護者等に対し、予算の範囲内において福岡県私立高校生等奨学給付金(以下「給付金」という。)を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱 福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領